外来腫瘍化学療法診療料について

当院では以下の体制を整備しております。

・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定する患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。

・急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制を確保しています。

・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。